

食 第 1 4 5 号
令和 3 年 6 月 15 日

学 事 文 書 課 長
子 ども 保 育 支 援 課 長
子 ども 家 庭 支 援 課 長
健 康 福 祉 企 画 課 長
が ん 対 策 ・ 健 康 長 寿 日 本 一 推 進 課 長
高 齢 者 支 援 課 長
障 が い 福 祉 課 長 殿
農 政 企 画 課 長
生 涯 教 育 ・ 学 習 振 興 課 長
義 務 教 育 課 長
ス ポ ー ツ 保 健 課 長
県 立 病 院 課 長

食 品 安 全 衛 生 課 長

夏期食品等監視強化月間の実施について（通知）

このことについて、7月1日から7月31日までの1か月間、夏期食品等監視強化月間として、広く県民に食品衛生知識を普及し、もって食中毒の防止を図るため、別添要領（要領中の別記省略）により標記月間を実施することにしました。

つきましては、食品衛生に関する管理体制の確保について、貴管下給食施設に対し指導を徹底させるなど、予防対策の推進に御協力くださるようよろしくお願いいたします。

また、食中毒発生時の原因究明に万全を期するため、保健所への協力についても周知くださるよう併せてお願いします。

【担当】

食品安全衛生課

食品衛生企画主査 惠山歩美

TEL 023-630-2677 FAX 023-624-8058

E-mail eizana@pref.yamagata.jp

夏期食品等監視強化月間実施要領

1 目的

細菌性食中毒事件が多発する夏期を前に、食品等事業者に対する監視指導を強化し不適正な食品の流通を防止するとともに、消費者に対し食品衛生に係る情報を提供することにより、夏期における食中毒の発生防止、県内に流通する食品の安全・安心の確保及び食品衛生の向上を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和3年7月1日（木）から7月31日（土）までとする。

3 実施方法

令和3年度山形県食品衛生監視指導計画に基づき、次のとおり実施する。

(1) 食品安全衛生課

関係機関及び関係団体との連携を密にし、強化月間の全県的な推進を図ることとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- ア 広報誌への関連記事掲載
- イ 報道機関等への情報・資料の提供
- ウ その他必要な事業

(2) 保健所

各保健所の実情に即した実施計画を策定し、地域における関係団体と連携を密にして予防対策の推進を図ることとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- ア 別記「食品衛生監視指導の実施方法」に基づく食品衛生監視員による監視指導の強化及び食品衛生思想の普及
- イ 一般消費者に対する種々の機会をとらえた衛生教育の実施
- ウ その他強化月間の目的達成のために必要な事業

(3) 食肉衛生検査所

と畜場及びと畜場に付設された食肉処理施設に対し、予防対策の推進を図ることとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- ア 別記「食品衛生監視指導の実施方法」に基づくと畜検査員及び食品衛生監視員による監視指導の強化及び食品衛生思想の普及
- イ 事業者に対する種々の機会をとらえた衛生教育の実施
- ウ その他強化月間の目的達成のために必要な事業

4 処分等

- (1) 立入検査及び収去試験等の結果、法令に違反する事実が認められた場合には、直ちに食品安全衛生課に連絡するとともに遅滞なく法に基づく所要の処分を行うとともに、

その他必要な措置を講ずること。また、違反業者等の改善措置状況の確認及び記録を適切に行うこと。

(2) 無許可営業については、告発等の必要な措置を講ずること。また、悪質な事案や健康被害をもたらす事犯については、その悪質性、広域性等を総合的に勘案し、警察関係行政機関等との連携や告発等、厳正な措置を講ずること。

(3) 食品から腸管出血性大腸菌が検出された場合は、その概要を記入の上（様式適宜）、速やかに食品安全衛生課へ連絡すること。

5 報 告

保健所長及び食肉衛生検査所長は、本月間に実施した監視指導の結果等を食品安全衛生課長あて、8月31日（火）まで別紙様式1により報告すること。